第1期 出題趣旨および配点割合

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そのため、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているかどうか、また、法律的な考え方ができているかを問うことが出題の目的である。

問題は、請負契約における危険負担の問題である。

まず、(1) ~ (3) に共通して、請負人Yが工事の 9 割を終えた時点で、建設中の建物が全焼したことにより、Yの建物の完成義務が存続するか否かが問題となる(配点割合 2 0%)。仕事の 9 割を終えた時点ということであるから、仕事の完成は履行不能になったものと解される。かりにYの建物の完成義務が履行不能になったとすると、Yの建物の完成義務は消滅する。

なお、ここでYの建物の完成義務が履行不能になったかどうかを場合分けすることも考えられるが、仕事の9割を終えた時点で、建設中の建物が全焼したのであるから、Yの建物の完成義務が履行不能になったかどうかを判断してもらいたい。かりに場合分けをする必要があるとするならば、どうして場合分けをするのかを詳細に論ずる必要がある。

次に、それを踏まえて、YがXに対して報酬の支払を請求できるか否かが問題となる。

- (1)では、右の検討を前提とすれば、建物の完成前にYの建物の完成義務は履行不能となっている。そのため、Yは、報酬の支払を請求することができない(632条、633条参照。ただし、報酬請求権自体は、請負契約の締結によって発生するので、理論的にはその請求権がどうなるかは問題となる。)。また、(1)では、Yの建物の完成義務の履行不能は、Yの従業員の帰責事由によって生じているため、かりに従業員が履行補助者であるとするならば、仕事の完成義務の履行不能につきYの帰責事由が認められることとなる。そのため、Yは、Xに対して、Xの被った損害について、債務不履行による損害賠償責任を負う(415条)(配点割合20%)。
- (2)では、注文者(債権者)の責めに帰すべき事由によってYの建物の完成義務が履行不能となっている。この場合には、Yは、Xに対して、報酬の支払を請求できる(536条2項)(配点割合20%)。ただし、仕事をしなくて済んだことにより免れた費用(たとえば、人件費、材料費など)は、報酬額から差し引かれる(同項後段)。また、この場合、債権者の責めに帰すべき事由によって履行不能が生じているため、注文者は、請負契約を解除することはできない(543条)。
- (3)では、建物の完成前に双方の責めに帰すべき事由なくYの建物の完成義務が履行不能になっている。そのため、Yは、報酬の支払を請求することができない(632条、633条参照。なお、この場合にも、観念的には報酬請求権は発生しているので、理論的にはその請求権がどうなるかは問題となる。)(配点割合20%)。

なお、かりにYの建物の完成義務が存続するとするならば、Yが建物を完成させれば、Y

は、Xに対して、報酬を請求することができる。そして、この場合には、(1) ~ (3) につき、主として、YがXに増加費用を請求することができるか否かが問題となる。

また、以上の叙述について、筋道立てて書かれているかも問題となる(配点割合20%)。

第2期 出題趣旨および配点割合

成年被後見人の後見人が、その就職前に無権代理人によって締結された契約の追認を拒絶することが信義則に反するか否かが問われている(最判昭和 $47 \cdot 2 \cdot 18$ 民集 26 巻 1 号 46 頁、最判平成 $6 \cdot 9 \cdot 13$ 民集 48 巻 6 号 1263 頁)。

無権代理行為であること、および無権代理と相続の問題との対比(40点)、信義則違反構成(10点)、信義則違反基準(20点)、あてはめ(10点)、裁量(20点)。

858条、859条、869条等の規定を挙げ、その趣旨の説明ができることは必須である。 信義則違反判断(信義則違反基準とあてはめ)において結論がどちらになってもよいが、 それに至る過程をていねいに論じてほしい。

第3期 出題趣旨および配点割合

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そのため、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているかどうか、また、法律的な考え方ができているかを問うことが出題の目的である。

問題は、購入した目的物に瑕疵(改正法では、契約不適合給付)がある場合に、買主にどのような救済手段が与えられるかを理解しているか、および買主の救済手段について、それぞれの救済手段の関係を理解できているかを問うものである。

本問では、まず、Xが甲炊飯器の在庫のうち、真ん中のものを選んで購入していることから、甲炊飯器が特定物であるか否かが問題となる(配点割合30%)。

次に、上記の検討に応じて、甲炊飯器が特定物である場合、あるいは、不特定物である場合に、それぞれ買主にどのような救済手段が与えられるか、また、それらの救済手段の関係について論じる必要がある(配点割合30%)。

さらに、本問では、甲炊飯器の故障が売主のもとで生じたのか、買主のもとで生じたのかが判然としないため、それぞれの場合に応じて、上記の救済手段がどうなるかを論じる必要がある(配点割合20%)。

なお、答案の叙述が筋道立てて書かれているかも問題となる(配点割合20%)。

第4期 出題趣旨

利益相反行為(826条、新 108条 2項)および代理権濫用行為(新 107条)の要件および効果を理解し、事例(最判平成 $4\cdot12\cdot10$ 民集 46 巻 9 号 2727 頁参照)に当てはめる能力があるかを問うています。

第5期 出題趣旨および配点割合

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そのため、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているかどうか、また、法律的な考え方ができているかを問うことが出題の目的である。

Yについて、109条(改正法では、109条1項)の表見代理責任が成立するかという問題である。

まず、Bは、Yの代理人として、Xと甲土地の売買契約を締結しているため、有効な代理が成立するかが問題となる。もっとも、Bは、Yから甲土地の売買契約締結の代理権は与えられていないから、有権代理は認められない。ここでは特に有権代理の要件を挙げたうえで検討されていることが重要である(配点割合30%)。

次に、Yによる無権代理行為の追認があるか否かが問題となる(配点割合10%)。

かりに追認が認められない場合、Bは、自分(=B)を受任者、委任事項を「甲土地の売却に関する一切の事項」と書かれた委任状を示してXと甲土地の売買契約を締結していることから、109条による表見代理責任が認められないかが問題となる。ここでも109条による表見代理の責任の成立要件が挙げられているかが重要である(配点割合20%)。

とくに本問題では、代理権授与表示が認められるかが問題となる。ここでは白紙委任状が 用いられた場合における代理権授与表示に関する判例の考え方が理解されているかが問題 となる(配点割合20%)。

なお、答案の叙述が筋道立てて書かれているかも問題となる(配点割合20%)。